

立体駐車場に係る床面積及び階数の算定並びに消防用設備等の設置基準

第1 立体駐車場の取扱い区分

立体駐車場の形態（以下『形態』という。）は次の形態1から8（別添図例参照）に区分し、それぞれ取扱うものとする。

- 1 形態1とは、車両が駐車する所定の階（層）の位置まで自走し駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。

（図例 1）

（1）床面積の算定は、壁の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。ただし、壁が設けられていないものにあつては、手すり等の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

（2）階数の算定は、各層（各階）を階と算定すること。ただし、最上部の層は、階に算入しないものとする。

- 2 形態2とは、車両が駐車する所定の（層）まで昇降機で搬送し、所定の位置まで自走し駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。（図例 2）

（1）床面積の算定は、形態1によること。

（2）階数の算定は、形態1によること。

- 3 形態3とは、車両が垂直に循環するパレット等に駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。

（図例 3）

（1）床面積の算定は、壁の中心線で囲まれた部分の水平投影面積

とする。ただし、壁が設けられていないものにあつては、柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

(2) 階数の算定は、1の階とする。

- 4 形態4とは、車両が駐車する所定の位置のラックまで昇降機で搬送し、パレットによりラックに駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。(図例 4)

(1) 床面積の算定は、形態3によること。

(2) 階数の算定は、形態3によること。

- 5 形態5とは、2段式のもので車両が上段は昇降装置により上下に移動するパレットに、下段は自走によりパレットの所定の位置にそれぞれ駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。(図例 5)

(1) 床面積の算定は、柱及びパレット等で囲まれた部分の水平投影面積とする。ただし、柱が設けられていないものにあつては、パレット等で囲まれた部分の水平投影面積とする。

(2) 階数の算定は、1の階とする。

- 6 形態6とは、2段式のもので車両が上段は昇降装置により上下に移動するパレットに、下段は左右に移動するパレットにそれぞれ駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。

(図例 6)

(1) 床面積の算定は、形態5によること。

(2) 階数の算定は、5によること。

- 7 形態7とは、3段式のもので車両が昇降装置により上下左右に移動する各段のパレットに駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。(図例 7)

- (1) 床面積の算定は、形態5によること。
- (2) 階数の算定は、形態5によること。
- 8 形態8とは、2段式のもので車両が上段は油圧装置等で上下に可動するパレットに、下段は自走によりパレットの所定の位置にそれぞれ駐車する形態のものをいい、床面積及び階数の算定は次によること。(図例 8)
- (1) 床面積の算定は、形態5によること。
- (2) 階数の算定は、形態5によること。

第2 開放立体駐車場の水噴霧消火設備等及び自動火災報知設備の設置基準。

開放型立体駐車場の水噴霧消火設備等及び自動火災報知設備の設置については、次によるものとする。

1 水噴霧消火設備等

(1) 設備の方式

設置する水噴霧消火設備等は、別表-1の駐車施設の構造等の区分に応じ、同表下欄に掲げる方式のものとする。

(2) 設置方法

前(1)により設ける水噴霧消火設備等は、その方式に応じ次によるほか、その種別に応じそれぞれ消防法施行令(以下、令という。)第14条から第18条まで、及び消防法施行規則(以下、規則という。)第17条から第21条までの規定によること。ただし、当該駐車場の位置、構造等から判断してこれと同等以上の効果があると認められる設置方法とする場合は、この限りでない。

ア 固定式

固定式の消火設備は、次に適合する泡消火設備とするか、又はこれと同等以上の消火性能を有すると認められるものとする。

(ア) フォームヘッド（以下、ヘッドという。）及び泡消火薬剤を用いること。

(イ) ヘッドは、各段ごとに設けること。

(ウ) 段数4以上ごとに一斉開放弁又は手動式開放弁を設けて放射区域を設定すること。

(エ) 一の放射区域は、水平投影面積が30平方メートル以上となるものとする。

(オ) 2以上の放射区域を設ける場合は、次によること。

a 各放射区域は、最上段の車両を基準として、順に下方に設定すること。

b 各放射区域を垂直方向に2以上設けるときは、1段以上の車両に対し放射区域が相互に重複するようにすること。

(カ) ポンプの吐出量、水源の水量及び消火薬剤の貯蔵量は、一の放射区域内に設置したすべてのヘッド（2以上の放射区域を設ける場合は、隣接する（上下関係を含む。）2つの放射区域のうち、ヘッドの設置戸数が最も多い当該2つの放射区域に設置したすべてのヘッド）から同時に放射した場合に、標準放射量で10分間放射することのできるものとする。

(キ) 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、地盤面上の、火災時に容易に近づき、かつ、操作することのできる位置に設け、放射区域を選択することのできるものとするほか、

その直近の見やすい位置に火災時に放射すべき放射区域が容易に判別できるよう放射区域図を掲出すること。

(ク) 手動起動装置は、(キ) に準じた場所に設けるとともに、その旨の表示を行うこと。

(ケ) 加圧送水装置及び配管等のうち、凍結のおそれのあるものにあつては、適当な防護措置を講じること。

(コ) 前(イ) から(キ) までのほか、令第18条及び規則第18条の規定により設けること。

イ 移動式

移動式の消火設備は、駐車施設の構造等及び消火設備の種別に応じ、別表-2により設けること。

(3) 消火足場等

水噴霧消火設備等を設置する場合は、次により消火足場等(消火足場又はこれに類するもの及び階段、登はん用はしご又はこれらに類するもの)を次により設けること。ただし、駐車施設そのものがこれらを設けた場合と同等以上の構造となっているもの、消火設備が固定式であるもの又は移動式のうちの泡消火設備で、地盤面上からの消火剤の放射により格納するすべての車両を有効に防護できるものについては、この限りでない。

ア 消火足場又はこれに類するもの

移動式の消火設備を使用して2以上の異なった方向から消火作業が行えるよう、形態2のものにあつては、各段(層)ごとに、形態5から8までのものにあつては地盤面から3段目以上の段について2段以下ごとに設けること。この場合において、その幅員はおおむね60センチメートル以上とし、かつ、転落防止

のための措置を講じること。

イ 階段、登はん用はしご又はこれらに類するもの。

前アにより設けた消火足場へ、2以上の経路により到達できるように設けること。ただし、駐車施設の水平投影面の一辺の最大長さが6メートル以下の場合にあっては、この限りでない。

2 自動火災報知設備

自動火災報知設備については、令第21条並びに規則第23条、第24条及び第24条の2の規定によるほか、次によること。

(1) 感知器は、次により設けること。

ア 取付け面が振動するおそれのある場合は、脱落しないよう堅固に取付けること。

イ 駐車のために供する部分に網目状の金属板等が用いられ、気流が上層へ流通するおそれのある防火対象物又はその部分にあっては、次によること。

(ア) 感知器は、駐車する部分の天井（グレーチング等を含む）に火災を有効に感知できるように設けること。

(イ) 感知器は、定温式スポット型の特殊（防水型に限る）とすること。

(ウ) 感知器は、取付け面の高さに応じ次表に掲げる床面積につき1個以上設けること。

取付け面の高さ	床面積
4メートル未満	20平方メートル
4メートル以上8メートル未満	15平方メートル

(2) 自動火災報知設備は、屋根が設けられていない等雨露にさらされるおそれのある防火対象物又はその部分に設けるものにあつては、次により設けること。

ア 発信機、音響装置及び表示灯は、防滴性能を有するものを除き、防滴装置を講じた金属製の箱等に収めて設けること。

イ 受信機は、雨露にさらされない措置を講じた場所に設けるか、又は防滴措置を講じた金属製の箱等に収めて設けること。

ウ 配線は、次により設けること。

(ア) 金属管工事とし、管の支持点間の距離は1、5メートル（管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は、0、3メートル）以下とし、堅固に取り付けること。

(イ) 金属管の管端、管相互の接続部及び管とボックスの接続部には、内部に水が浸入しない措置を講じること。

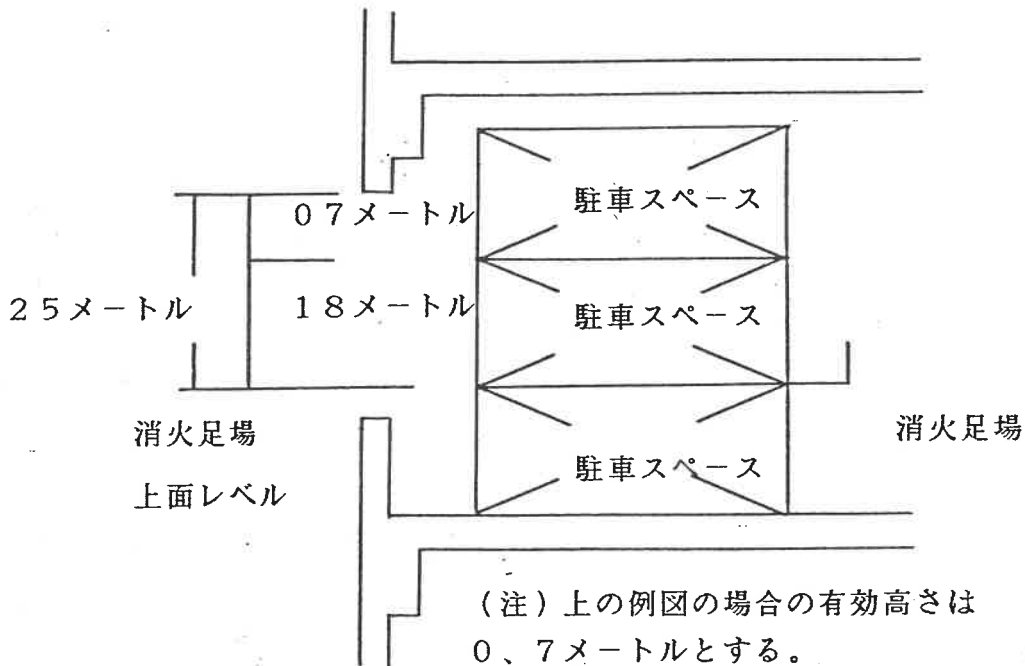
(ウ) 電線相互の接続部及び電線と機器の接続部は、耐水性のある絶縁テープ等で十分絶縁すること。

(3) 無人（管理人等を常駐させない）防火対象物にあつては、自動火災報知設備が作動した場合、自動的に関係者に通報できる自動通報機等を設けること。

第3 屋内に形態5から8までの駐車装置を設ける場合の水噴霧消火設備等に係る取扱い。

屋内に形態5から8までのものを設け、かつ、水噴霧消火設備等を移動式としようとする場合は、第2に定めるもののほか、次によるものとする。

- 1 規則第18条第4項第1号、第19条第5項5号等に定める、火災の際煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所であるかどうかの判定に際しては、一般的には当該部分の床面積の10分の1以上の排煙上有効な開口部のあることを1要件としているが、これらの駐車装置を設置する場合、その算定にあたっては、第2、1(3)に定める消火足場又はこれに類するものの上面から外壁に設けられた開口部の上端までの垂直距離から1.8メートルを減じたものを有効高さとする。 (次図参照)



なお、開口部の外側の0.7メートル未満の部分に隣接境界線又は排煙の障害となるものが存する場合は、当該隣接境界線等までの距離を有効寸法とする。

- 2 当該駐車施設を設置する防火対象物に自動火災報知設備が設けられている場合は、当該駐車場の用に供する部分にも自動火災報知設備を設置し、かつ、単独の警戒区域を設定すること。

別表-1

		駐 車 施 設 の 構 造 等						
		形態2から4まで		形態5から8まで				
		消火足場等が 設けられて いるもの	左欄以外のもの	地盤面上2段以内に車両を格納 するもの（地盤面下に2段以上格 納するものを除く。）		地盤面上3段以上車両を格納す るもの（右欄に掲げるものを除く 。）		地盤面下に2段 以上車両を格納 するもの
				格納するすべ ての車両が車路 等に面するもの 。なお、地盤面 下にも格納する 場合は、消火用 開口部が設けら れているものに 限る。）	左欄以外のもの	格納するすべ ての車両が車路 等に面し、かつ 、消火足場等が 設けられている もの。なお、地 盤面下にも格納 する場合は、消 火用開口部が設 けられているも のに限る。	左欄以外のもの	
区 分	形態-1							
	消火設備 の方式	固定式 又は 移動式	固定式 又は 移動式	固定式	固定式 又は 移動式	固定式	固定式 又は 移動式	固定式

(備考) 1. 形態1から8までの区分は、本文、第1、1から8までによる。

2. 消火設備の方式の「固定式」又は「移動式」とは、それぞれ、本文、第2、1、(2)に定めるものをいう。

3. 消火足場等とは、本文、第2、1、(3)に定めるものをいう。

4. 移動式の泡消火設備は、形態1に係るものを除き、地盤面上からの消火剤放射により、格納するすべての車両を有効に防護できるものに限る。

別表-2

区 分		消 火 設 備 の 種 別	
		泡消火設備	二酸化炭素、ハロゲン化物又は粉末消火設備
駐 車 施 設 の 構 造 等	形態1	各層ごとにホース 接続口を設ける。	左欄と同じ。
	形態2	地盤面上にホース 接続口を設ける。	各層ごとに、当該層の各部分から1のホース接続口までの歩行距離が15メートル以下となるように設ける。
	形態3又は4	地盤面上にホース 接続口を設ける。	1. ホース接続口の個数は、格納する車両7台以下ごとに1以上とする。 2. 位置は、地盤面上の部分及び当該駐車施設の垂直方向中間部（格納する車両が7台以下の場合を除く。）とする。
	形態5から8まで	地盤面上に2段以内に 車両を格納するもの（地 盤面下に2段以上格納す ものを除く。） 地盤面上に3段以上車 両を格納するもの（地盤 面下に2段以上格納する ものを除く。）	地盤面上にホース 接続口を設ける。

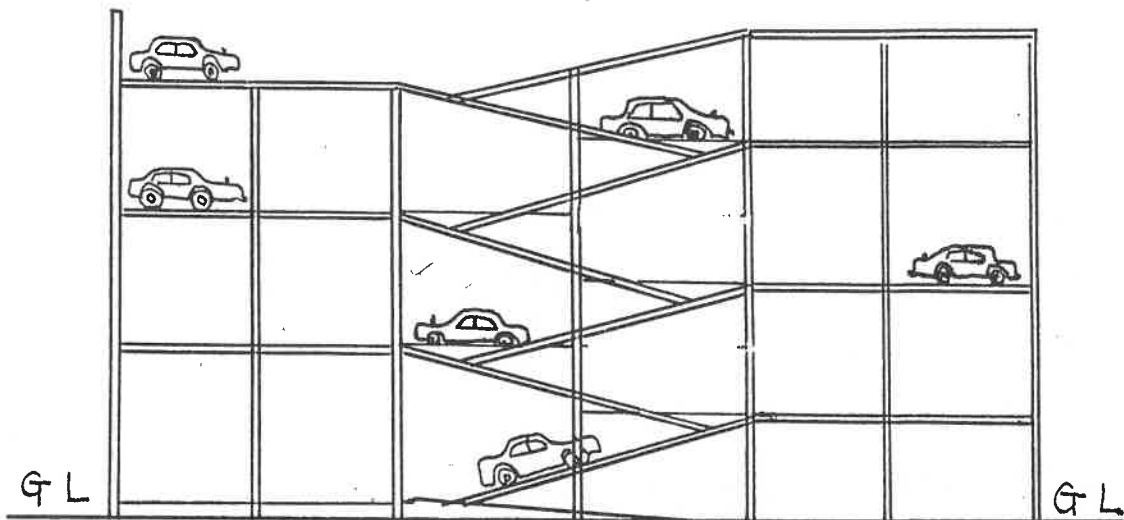
(備考) 1. 形態1から8までの区分は、本文、第1、1から8までによる。

2. 粉末消火設備を設置する場合は、火災荷重が大きいこと等から、(財)日本消防設備安全センターの認定品のうち、できる限り、貯蔵消火薬剤量の多いものとする。

立体式駐車場

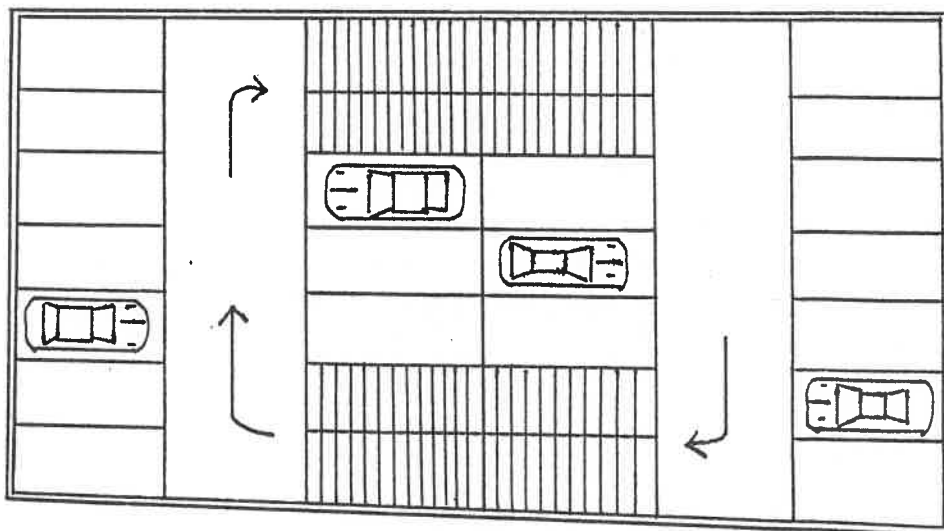
図例 1

車両が駐車する所定の階（層）の位置まで自走し
駐車する形態のもの。



立面図

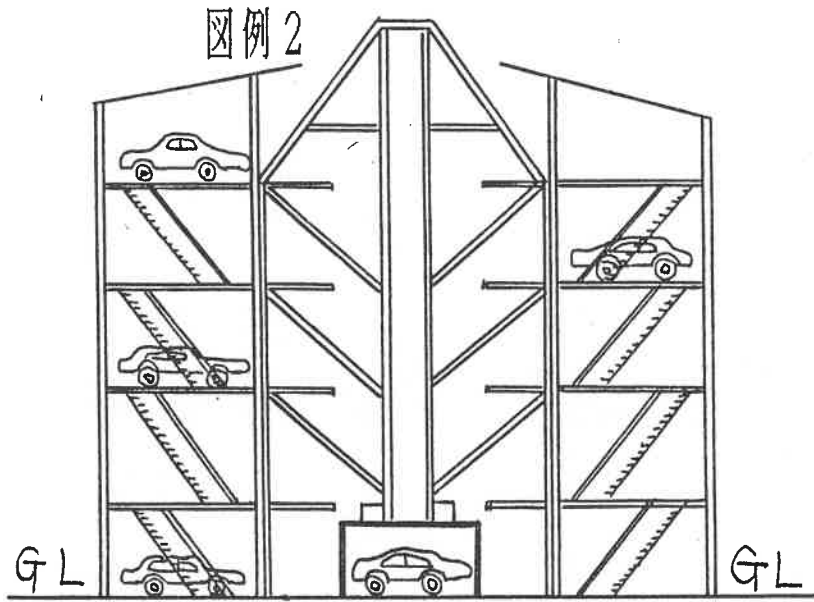
平面図



昇降機式立体駐車場

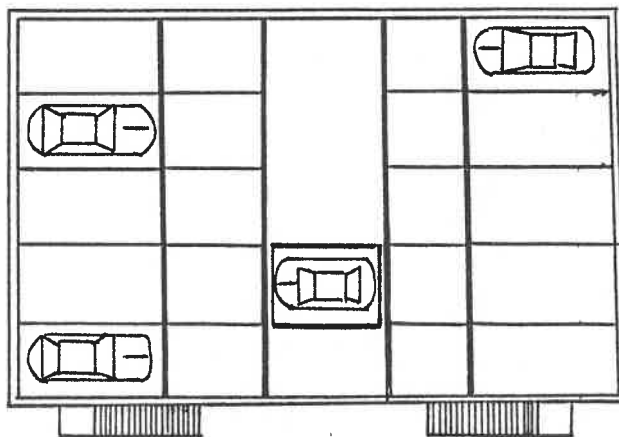
図例 2

車両が駐車する所定の階（層）まで昇降機で搬送し、所定の位置まで自走し駐車する形態のもの。



立面図

平面図

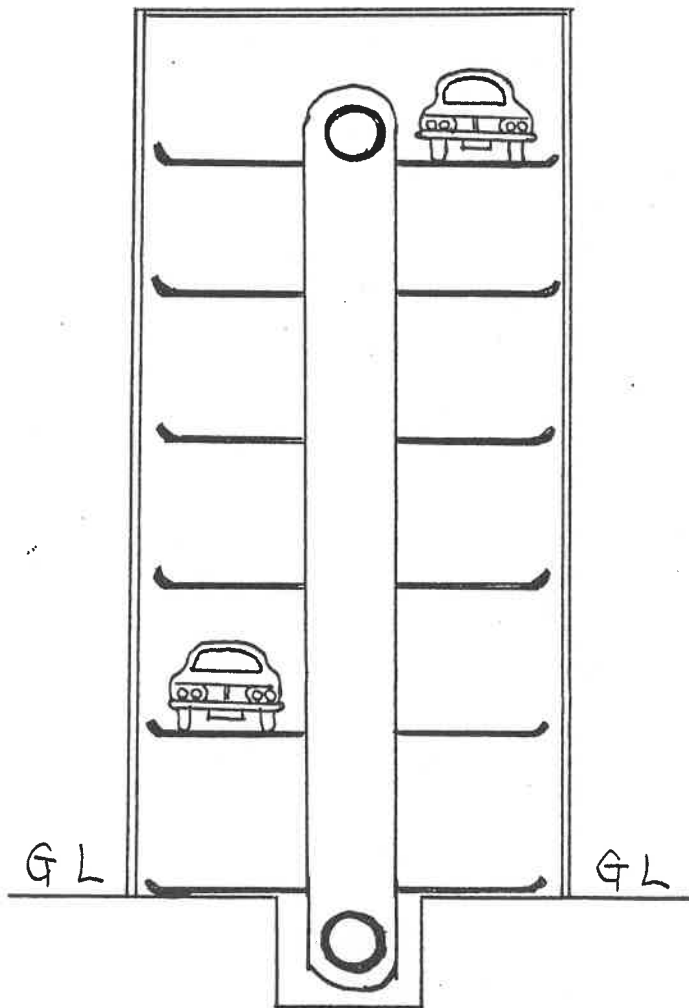


立体式駐車場

図例3

車両が垂直に循環するパレット等に駐車する形態のもの。

立面図

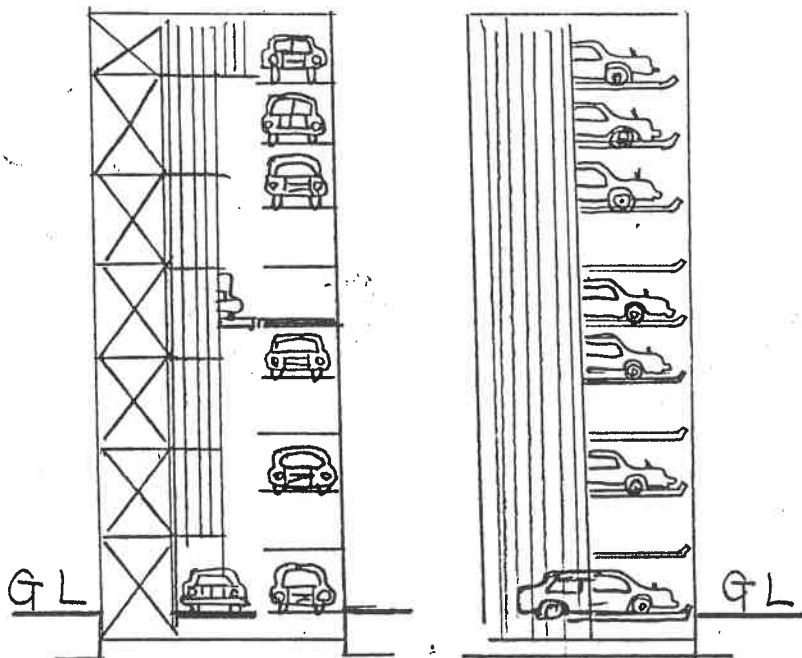


昇降機式立体駐車場

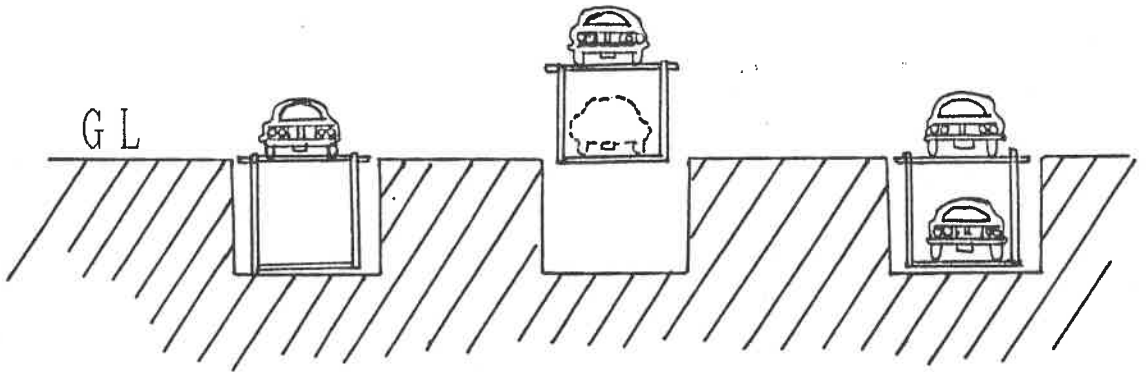
図例 4

車両が駐車する所定の位置のラックまで昇降機搬送し、パレットによりラックに駐車する形態のもの。

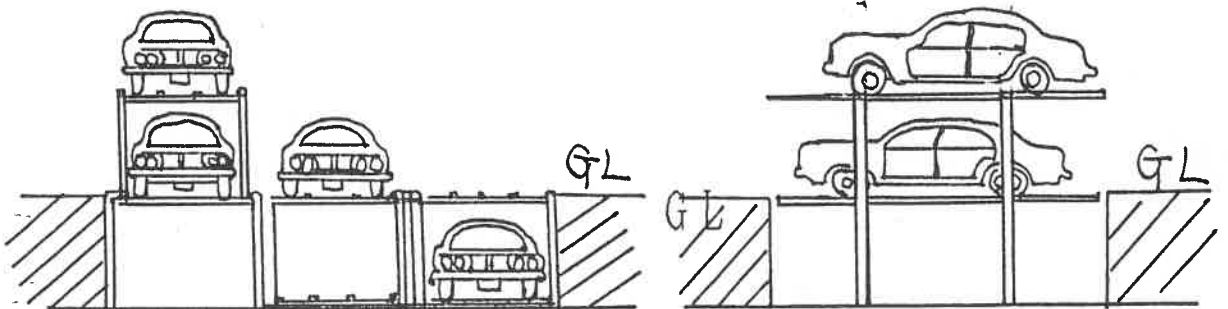
立面図



二段式のもので、車両が上段は昇降装置により上下に移動するパレットに、下段は自走によりパレット下の所定の位置にそれぞれ駐車する形態のもの。



立面図

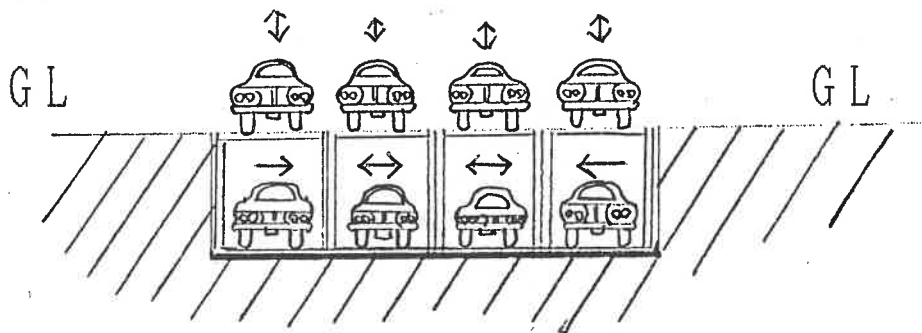
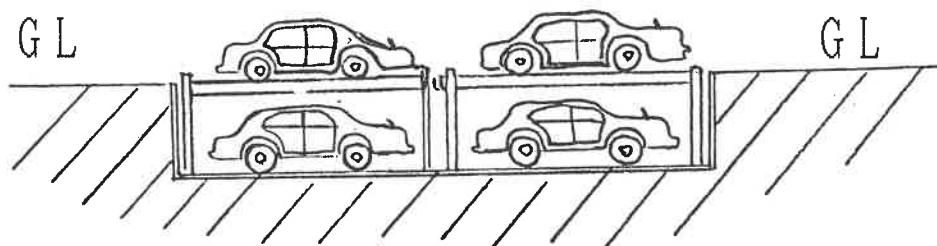


二段式駐車場（昇降式。ピット方式）

図例 6

二段式のもので、車両が上段は昇降装置により上下に移動するパレットに、下段は左右に移動するパレットにそれぞれ駐車する形態のもの。

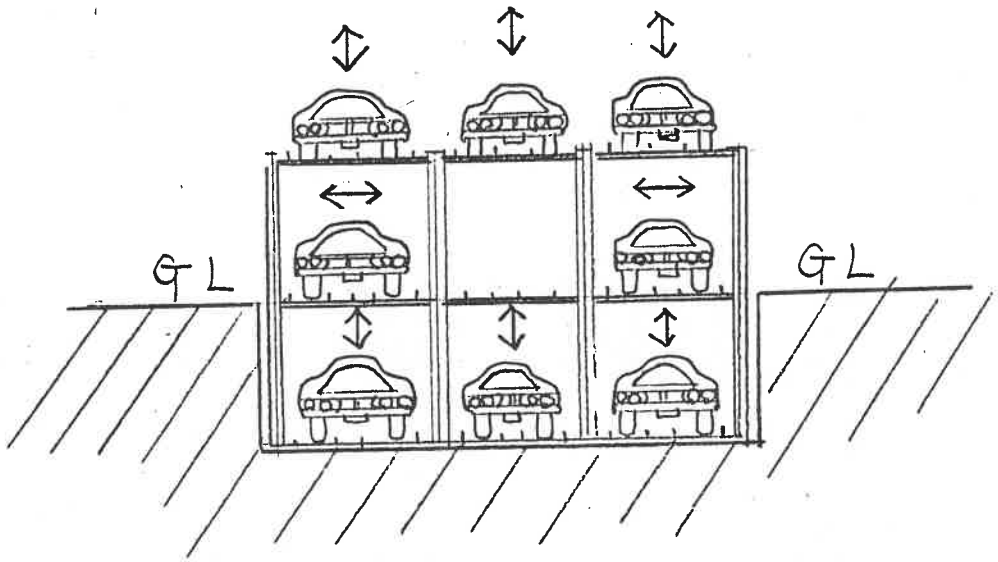
立面図



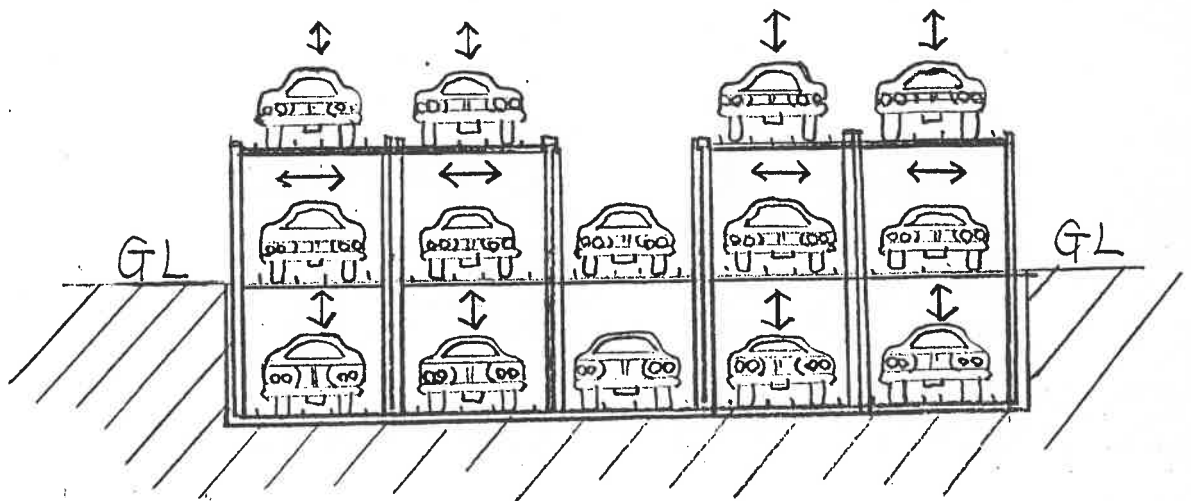
三段式駐車場（昇降、横行式。ピット方式）

図例7

三段式のもので車両が昇降装置により上下左右に移動するパレットに駐車する形態のもの。



立面図

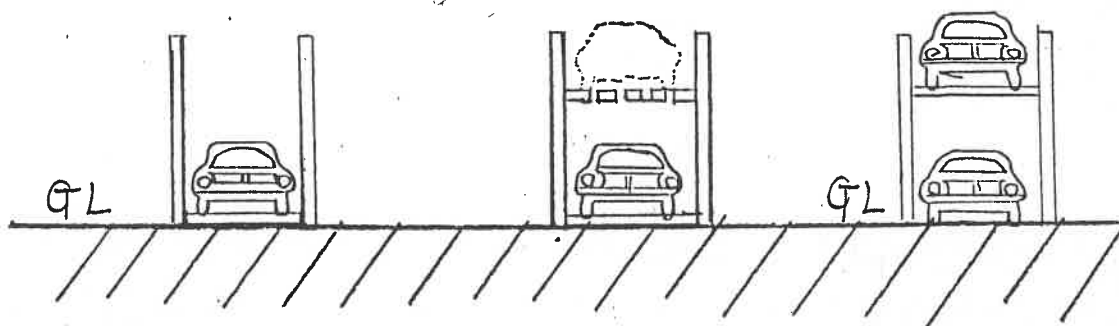


簡易型二段式駐車場

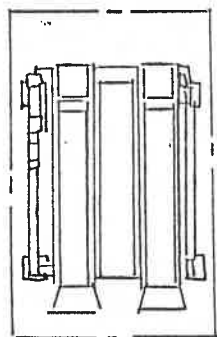
図例 8

二段式のもので車両が上段は油圧装置で上下に可動するパレットに、下段は自走によりパレット下の所定の位置にそれぞれ駐車する形態のもの。

立面図



平面図



立面図

